

(7) 受益者分担金・使用料

(平成29年4月1日現在)

市町名	受益者分担金		使用料			
	金額	施行年月日	20m ³ /月 使用の場合 (円)	50m ³ /月 使用の場合 (円)	100m ³ /月 使用の場合 (円)	施行年月日
京都市	480,000 円/戸	H17. 4. 1	1,830	6,230	14,330	H29. 4. 1
福知山市	福知山地区 総事業費の10% 中六人部地区 330 円/m ² ×敷地面積	S58. 3. 28	3,380	9,880	21,880	H18. 1. 1
	三和地区 500,000 円/桝 大江地区 500,000 円/桝 夜久野地区 200,000 円/桝	H18. 1. 1				
舞鶴市	総事業費の10%(上限50万円/戸)	H9. 10. 8	2,520	7,020	15,020	H28. 10. 1
綾部市	総事業費の10%(上限75万円/戸)	S58. 12. 24	2,500	8,500	18,500	H29. 4. 1
亀岡市	総事業費の10%	H13. 4. 1	2,700	9,400	25,400	H26. 4. 1
京田辺市	-	-	基本料金 人員割増 一般用:2,500 円/戸・月 + 600 円/人・月 業務用:2,500 円/事業所・月 + 600 円/換算 処理人員1人・月			H12. 4. 1
京丹後市	区域供用開始から接続日までの期間 1年以内:270,000 円/桝 2年以内:280,000 円/桝 3年以内:300,000 円/桝 3年超 :320,000 円/桝	H16. 4. 1	2,905	7,294	14,887	H26. 4. 1
南丹市	750,000 円/戸	H26. 4. 1	3,200	8,000	18,000	H26. 4. 1
京丹波町	総事業費の20%(上限100万円/戸)	H26. 4. 1	3,800	8,000	16,800	H26. 4. 1
与謝野町	400 円/m ² ×敷地面積	H18. 3. 1	2,286	6,376	13,976	H26. 4. 1

※使用料は、京田辺市以外は消費税抜き価格である

※受益者分担金は、課税対象外である